

## 芦屋港の活用・活性化の推進を求める意見書

福岡県が管理者となって昭和61年に整備された地方港湾芦屋港は、当初期待されていた遠賀・筑豊地域などの物流基地としての機能が十分発揮できているとは言えない状況にあり、これまで砂・砂利、ガラス類の移出入に利用されています。

しかしながら、芦屋港は背後地に広大な緑地などを備え、一方で遠賀川河口に隣接するという絶好の場所に位置し、さらに、この地域には多くの背後人口を有することから、非常に高いポテンシャルをもつ港湾と認識しています。

平成22年度、福岡県において実施された芦屋港現況調査では、「今後の芦屋港」についての設問の中で、「新たな機能を追加し、活性化を図った方がよい。」との回答が80%を超え、「現在のまま、漁港機能と物流機能とし運用した方がよい。」の8.3%を大きく上回っており、今後の芦屋港の活用・活性化が強く望まれています。

また、平成24年度には芦屋港港湾計画が改訂され、基本方針に「芦屋港周辺のレジャー施設との連携を図り、地域の交流の場として活用される港とする。」「緑地整備により、人々が水辺に自由に安心して行き来ができ、その魅力を楽しむことができる港とする。」という項目が位置づけられました。

現在、芦屋町では総合振興計画の後期基本計画や、地方創生のまち・ひと・しごとに関する総合戦略を策定しているところですが、芦屋港のレジャー港化による活用・活性化が、将来のまちづくりの大きな核になると考えています。

このような状況を踏まえ、芦屋町は福岡県に対して、芦屋港の活用・活性化のためのレジャー港化に向けた調査や構想づくりを要請してきたところであります。

しかし、構想づくりにおいて、物流機能を含めての計画では、プレジャーボート等のマリナー機能や、棧橋などによる海釣り公園機能を想定した場合、活用エリアが制限されるとともに、背後地との一体化による効果や周辺観光資源とのネットワーク化による効果も半減してしまいます。

つきましては、福岡県におかれましては、本意見書の趣旨をご理解いただきまして、物流機能から脱却した観光立町にふさわしい、芦屋港の活用・活性化のための構想策定と、事業実施について推進していただきますよう要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成 年 月 日

福岡県知事 小 川 洋 殿

福岡県芦屋町議会